

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
指定番号 第3972400653号

当事業所は、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

居宅介護支援とは

利用者が居宅で介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ①利用者の心身の状況や利用者とその家族等の意向をお伺いして、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
 - ②利用者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
 - ③必要に応じて、事業所と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。
- ※ 当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けられていない方はご相談下さい。

目次

1.	事業者	2
2.	事業所の概要	2
3.	事業所実施地域及び営業時間	2
4.	職員の体制	3
5.	当事業所が提供するサービスと利用料金	4
6.	サービスの利用に関する留意事項	6
7.	苦情の受付について	8

1. 事業者

事業者名称	社会福祉法人 仁淀川町社会福祉協議会
法人所在地	高知県吾川郡仁淀川町大崎 2 6 4 - 8
電話番号	0889-35-0207
代表者氏名	会 長 中越 八束
設立年月日	平成 1 7 年 8 月 1 日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所の名称	サポートセンター ほのか
介護保険指定事業者番号	居宅介護支援事業所 高知県 第 3 9 7 2 4 0 0 6 5 3 号
開設年月日	平成 1 9 年 4 月 1 日
事業所所在地	高知県吾川郡仁淀川町大崎 2 6 4 - 8
電話番号等	T E L 0889-20-9080 F A X 0889-20-2012
管 理 者	藤原 玲子
事業所の通常の事業の実施地域	仁淀川町、越知町、佐川町の区域

(2) 事業所の運営方針

- ①利用者の心身の状況、環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な介護保険サービスが、多様な事業所から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮します。
- ②利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類、事業者に偏ることのないよう配慮します。
- ③要介護状態の軽減、悪化の防止等に配慮するとともに、地域包括支援センター・医療はじめ他の関係機関と密接に連携し、地域福祉の向上に努めます。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
受付及びサービス提供時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
休業日	土、日、祝日及び年末年始（12月30日～1月3日）

*緊急時連絡：24時間連絡相談受付は担当体制となっております。

(4) 職員の体制

職 種	常 勤	兼 務	職 務 の 内 容
管理者		1	職員の指導監督及びサービス全般に係わる管理 居宅介護支援業務
主任介護支援専門員	2	1	居宅介護支援業務 他の介護支援専門員の指導・育成
介護支援専門員	2	1	居宅介護支援業務
事務職員	1		介護給付費等の請求事務及び事務処理

3. 居宅サービス計画の作成

(1) 利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保険医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して居宅サービス計画を作成します。

(2) 居宅サービス計画の作成手順等

- ①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族等に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。又、利用者は居宅サービス計画に位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることや、当該事業所を居宅サービスに位置づけた理由を求めることができます。
- ③介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案の内容について、サービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共に共有するとともに、担当者から専門的な見地から意見を求めます。又、主治医等に、利用者の心身の状況等をお聞きするなど、医療機関との連携を図ります。
- ⑤その他提供するサービス
 - ・要介護認定の申請、変更代行
 - ・給付管理の作成、提出

(3) 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ①利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的にを行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ②居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等と適時調整を行います。
- ③利用者の意思を踏まえて、要介護認定等に必要な援助を行います。

(4) 居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、当事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(5) 介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

4. 利用料金

要介護認定または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、利用者負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合、要介護度に応じて下記の利用料をいったんお支払いいただきます。

この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので「領収書」を添えて、お住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給申請を行うと全額払い戻しを受けることができます。

(1) 基本料金

居宅介護支援費(Ⅰ)	介護支援専門員1人あたりの 担当件数が1~44件	要介護1・2	10,860円/月
		要介護3・4・5	14,110円/月

*上記基本料金に特別地域加算15%が加算されます。

*看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬を算定いたします。

(2) 特定事業所加算について

算定要件		加算Ⅰ (5190円/月)	加算Ⅱ (4210円/月)	加算Ⅲ (3230円/月)	加算A (1140円/月)
①	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
②	専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常勤：1名以上 非常勤：1名以上(兼務可)
③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的で開催すること	○	○	○	○
④	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
⑤	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護3以上の占める割合が100分の40以上であること	○			
⑥	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
⑦	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○

⑧	家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加している事	○	○	○	○
⑨	特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑩	介護支援専門員1人あたりの利用者の平均件数が45件未満であること	○	○	○	○
⑪	介護支援専門員実務研修における科目等に協力または協力体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
⑫	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施している事	○	○	○	○ 連携でも可
⑬	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

(3) 加算について

初回加算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	3,000円/月
入院時情報連携加算(Ⅰ)	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること	2,500円/月
入院時情報連携加算(Ⅱ)	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること	2,000円/月
イ) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	4,500円/月
ロ) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	6,000円/月
ハ) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	6,000円/月
ニ) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	7,500円/月
ホ) 退院・退所加算(Ⅲ)	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	9,000円/月
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定	4,000円/月
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	2,000円/月
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	500円/月

5. 交通費

通常の実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、実施地域を越えた地点からご自宅までの距離に応じて交通費をいただきます。

6. 虐待の防止について

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるもの
とします。
 - ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結
果について従業者に周知徹底を図る
 - ・虐待防止のための指針の整備
 - ・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ・虐待防止の措置を講じるための担当者の設置
- (2) 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等
高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場
合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

7. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、市
町村、利用者の家族に連絡をするとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び
事故に際して取った処置について記録を行います。
- (2) 損害賠償責任
 - ①事業者は、契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由
により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。守秘義務に違
反した場合も同様とします。
 - ②利用者にも故意または重要な過失が認められた場合には、事業者の損害賠
償責任を減じることができるものとします。
- (3) 事業者の責に帰すべからず事由
 - ①契約者又は利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項に
ついて、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起
因して損害が発生した場合
 - ②契約者又は利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・
確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら
起因して発生した場合
 - ③利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事
由にもつぱら起因して発生した場合
 - ④利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為
にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (4) 緊急時の対応について
サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、
速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、利用者が予
め指定する連絡先にも連絡します。
- (5) 事故発生時の対応及び損害賠償について
利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、利用
者の家族等に連絡し、必要な措置を講じるとともに事故の状況及び事故に際して
取った処置について記録します。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおい損害保険株式会社
保険名	社会福祉施設総合保険
保障の概要	対人・対物・管理財産賠償保障等

8. 介護支援専門員の禁止行為

介護支援専門員は、サービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類の預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
- ④ 利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

9. ケアマネジメントの公正中立性の確保

介護支援専門員はケアマネジメントの公正中立性の確保を図るために、前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具の各利用者割合などを別紙にて説明します。

10. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。

定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を適宜開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12. 他機関との各種会議、他のサービス事業所との連携によるモニタリング

医療・介護の関係者で実施する会議について、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。

以下の要件を設けたうえで、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを行います。

- ① 利用者の同意を得る。
- ② サービス担当者会議において、必要な事項について主治医、担当医その他の関係者の合意を得る。
- ③ 少なくとも2か月に一回は利用者の居宅を訪問する。

1.4. 重要事項説明の確認・署名

【説明確認欄】

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の契約締結に当たり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者	所在地	高知県吾川郡仁淀川町大崎264-8	
	事業所名	サポートセンター ほのか	
	説明者		印

指定居宅介護支援の契約締結に当たり、上記のとおり重要事項の説明を受けました。

利用者	住所	高知県吾川郡仁淀川町	
	氏名		印
代理人	住所		
	氏名		印